

《2. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議》

【新規審議品目】

(3)「サラシア100」(小林製薬株式会社)

〇〇〇委員 次は、小林製薬株式会社の「サラシア100」です。

消費者庁から製品等の概要の説明をお願いいたします。

〇消費者庁食品表示企画課 では、資料3-1を御覧ください。

申請者は小林製薬株式会社、商品名は「サラシア100」となっております。

本申請は、既に許可されております「サラシア100」と1日摂取目安量の一部の文言と許可表示文言、摂取上の注意が異なっております。1日摂取量当たりの関与成分量については、特に変更はございません。

まず、1日摂取目安量を御覧ください。これも表現が変わっておりまして、これまでは「食事とともに1回1粒、1日あたり3粒を目安にお召し上がりください」となっておりましたけれども、今回は「食事とともに、1回1粒、1日3粒を目安に、かまわずに水またはお湯とともにお召し上がりください」と変更するものになります。

次は、許可表示を御覧ください。これまでは「本品は天然のサラシアを原料とし、ネオコトラノールを含んでいるため、食事に含まれる糖の吸収をおだやかにする働きがあります。食事とともにお飲みいただくことで、食後血糖値の上昇がゆるやかになるので、食後の血糖値が高めの方、食事に含まれる糖質が気になる方に適した食品です」となっておりますが、今回は「本品はネオコトラノールを含んでいるため、食事に含まれる糖の吸収を抑える働きがあります。食事とともにお飲みいただくことで、食後血糖値の上昇を抑えるので、食後血糖値が高めの方、食事に含まれる糖質が気になる方、糖質の多い食事を摂りがちな方に適した食品です」と変更するものでございます。

今回の申請の変更点について、表示許可申請書3ページに、申請者からの説明がございまして。1点目といたしましては、本申請品の有効性を消費者により分かりやすく伝えるため、許可表示について「糖の吸収をおだやかにする」から「糖の吸収を抑える」へ、「食後血糖値の上昇がゆるやかになる」から「食後血糖値の上昇を抑える」へ変更しているとのこと。この根拠といたしましては、今回新しく追加した文献1-19になりますが、有効性に関しての新規データを追加して、エビデンスの確実性が高まったということをおっしゃっております。

二つ目といたしまして、より多くの消費者へ本申請品をお勧めするため、許可表示に「糖質の多い食事を摂りがちな方に」という文言を追加しております。

三つ目といたしましては、天然資源を持続的に活用していくため、サラシア原料の一部に栽培品を使用することも検討していることから、「天然のサラシアを原料とし」という文言を削除しているということでございます。

許可表示ではございませんが、摂取上の注意も変更しておりまして、これは申請者で販売中のサプリメントと同一表記にすることを今回の申請でしたいという希望があるとのことでした。

説明は以上でございます。御審議をよろしく申し上げます。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

次に、事務局から事前に委員から出されたコメント等についての御紹介をお願いします。

〇消費者委員会事務局 では、委員からいただいたコメントを紹介させていただきますが、その前に、今、消費者庁の説明にございましたように、今回の申請のポイントは、許可表示文言の中に新たな表現を盛り込むというところがございます。具体的には「糖の吸収を抑える」という表現、それから、「血糖値の上昇を抑える」ということ、それから、対象者として「糖質の多い食事を摂りがちな方」といった表現を許可表示文言の中に盛り込みたいということがございます。ですから、今、申し上げました新しい表現につきまして、これまではどのように扱われているのかということについて御説明させていただきたいと思います。

資料3-1の今の2ページと次の資料3-2を御覧いただけますでしょうか。

資料3-1の2ページに赤字で示しました部分が、既許可品とは違う新しい表現になっております。この三つの新しい表現について、これまではどうなっていたかを資料3-2にまとめております。

これらの表現の許可前例はどうかということですが、「糖の吸収を抑える」という表現については、1物2名称の品目で一つだけ、品目の例数としては2例と言ってもよろしいのかもしれませんが、それだけでございます。この食後血糖値についての特保というのは、品目的には多く許可になっておりますけれども、それ以外のものでは全て「糖の吸収を抑える」ではなしに「おだやかにする」や「ゆるやかにする」といった表現にとどまっております。

「食後血糖値の上昇を抑える」という表現について、これは許可前例はございません。この部分も「おだやか」や「ゆるやか」という表現になっております。

「糖質の多い食事を摂りがちな方」と対象者をこのように表現した前例、これも血糖値の特保ではございませんでした。

血糖値についての特保では以上のような状況なのですが、「食後の」云々ということを訴求する特保としては、皆様御承知のように、血糖値だけではなくて食後の中性脂肪の上昇を抑えるようなということを訴求する特保も数多くあるわけですが。食後中性脂肪に関して見てみますと、こちらは「脂肪の吸収を抑える」とか「食後中性脂肪の上昇を抑える」「脂肪の多い食事を摂りがちな方」と、これまで血糖値に関してはほとんど認められていない表現で今回申請者が血糖値特保で訴求しようとしている表現、こういったものが食後中性脂肪の特保では既に認められ

ているということでございます。

今、私からこれまでの許可前例ということでお話しいたしましたけれども、資料 3-2 の 2 ページに、規格基準型の特保で保健の用途の表示としてどのような文言が決められているかをまとめた表がございます。この規格基準型の特保の表現につきましても前例と同じようでした、血糖値に関して見ますと「糖の吸収をおだやかにする」などという表現にとどまっております、「抑える」という言葉は規格基準型では認められておりません。それに対しまして、食後の中性脂肪に関しましては、「脂肪の吸収を抑える」というような「抑える」という表現も認められている状況でございます。

以上が申請者が今回出してきました新しい表現についてのこれまでの状況でございます。

続きまして、委員の方からのコメントを紹介させていただきます。

まず、□□委員からいただいたコメントです。□□委員からは「糖の吸収を抑える」には、過血糖値を抑制することのほかに、糖吸収が減ったという意味を持ってしまう、提出されている試験では糖吸収が減ったという証拠は提示できていませんという御意見。

それから、同じく「食後血糖値の上昇を抑える」の表現も、断言調である必要はないでしょう、文献 1-19 の論文においても、血糖値が高めの層で見える効果ですが、全体でははっきりしない効果ですと。

「糖質の多い食事」についても、対応する証拠がややはっきりしません、効果の機序が正しければ、単糖類が多い食事には無効なはずですと。

結論といたしまして、以上 3 点の許可表示には、否定的な判断をせざるを得ないと考えましたというコメントになっております。

続きまして、□□委員からいただいたコメントです。1 点目で、事務局作成の資料、比較表で、関与成分量がネオコタラノール 663g となっておりますが、これは μg の間違いではないでしょうかということですが、これは御指摘のとおり μg の間違いです。事務局で間違えました。申し訳ございません。恐れ入りますが、お手元の資料 3-1 にそれが出ておりますので、そちらをお直しいただきたいと思います。

2 点目といたしまして、申請者が新たに提出してきましたヒト試験の論文、文献 1-19 の論文ですけれども、これを申請者も重視しているのだと思いますけれども、30 例と少数例の研究である、高用量のサラシアで 30 分値のみ有意な改善を認めるものの、それ以外の時間では差がなく、低用量では全く有意差が出ていません、論文後半のサブ解析では、高用量だと 30 分、60 分、90 分で差が出てはおりますが、食後血糖高めの 15 例のみの結果なので、注意が必要と考えます、こうしたグラフを広告などに出されると誤解が生じるかと思われますという御意見で、今回申請されている表現への変更は、適当ではないと考えますということでした。

それから、「糖質の多い食事を摂りがち」という表現を認めるのにふさわしいデータはないと考えますということでございます。

また、他の委員からの御指摘もありますように、文言からこうした類いの食事を是認することにつながると、本来の特保の目的から逸脱する可能性も否定できませんということでございます。

今、ございました他の委員というのは、□□委員のコメントを指しているものと思われます。

その□□委員のコメントですが、まず「糖の吸収をおだやかにする」を「抑える」に変えることについては、前例があるようですが、「食後血糖値の上昇がゆるやかになる」を「抑える」に変えるというのは、かなり強い表現になるとも考えられますので、これは「ゆるやか」の表現が適当と考えますということ。

それから、「糖質の多い食事を摂りがちな方」という表現については、特に食事で糖質の多い食事を摂る人を対象とした臨床試験は行っていないことと、これを含めることにより糖質の多い食事を摂ってよいと捉えられ、特保の目的に沿わない負の効果が生じる可能性も否定できませんので、これを入れるのは適当ではないと考えますという御意見でございます。

結論といたしまして、食後の中性脂肪では許可前例もあるようですがとおっしゃっておりますが、今回の品目に関しましては、変更しないとするのが適当と考えますということでございました。

□□委員から、許可表示文言については以上のような御意見でして、そのほかに摂取上の注意も変わっておるのですけれども、この点につきまして、従来は「摂りすぎや体質・体調により」と書かれていたところを、「体質・体調により」という表現に変えております。つまり、「摂りすぎ」という言葉を削除しておるのですけれども、この点につきましては、「摂りすぎ」というのは特保の生活習慣病予防の観点から重要な点であり、これを含めておくことは教育的観点から望ましいことと思われます、特に削除する積極的な理由が見当たりませんという御意見でございました。

以上がこの「サラシア100」について3人の方からいただきました御意見でございます。

以上です。

○□□委員 ありがとうございます。

それでは、御意見等がありましたらいただきたいと思います。一通り御意見をいただいた上で、議論に入っていきたいと思います。御発言がある方は、会議室で参加の委員は挙手、テレビ会議で参加の委員はチャットで確認できるようお願いいたします。

まず、意見をいただいております□□委員、追加などがありましたらお願いいた

します。

〇〇〇委員 特に追加することはないです。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

次に、〇〇委員のコメントですけれども、ここに高用量のサラシアの30分値のみで有意な改善を認めるものとありますが、今までの特保の審議においては、例えばタイムコースや用量依存性についても1点だけではなくて2点の有意差が得られる場合に有意としてきたと考えておりますが、その辺り、事務局、何かガイドライン等がありましたら御紹介をお願いいたします。

〇消費者委員会事務局 少々お待ちください。

有意差が1点でしか認められていないということにつきまして、消費者庁から出ている通知の中に「特定保健用食品申請に係る申請書作成上の留意事項」というものがございます。この中にこのように試験をやってくださいということがまとめられておるのですけれども、食後の血糖値上昇関係について見てみますと、評価指標といたしましては、原則として食後血糖値及びAUCとすると書かれております。それから、有効性の判定という部分なのですけれども、有意水準5%で行い、群間比較の差で評価すると。評価指標としては、食後血糖のAUC値、食後血糖のAUC値及び食後血糖のピーク値あるいは2時点以上の食後血糖値など適切な評価指標をあらかじめ設定し、有意差で判定すると書かれております。

今回の文献1-19を見てみますと、AUCについても見ておりまして、有意差ありということが示されております。それから、食後血糖値の経時変化につきましては、通知では2時点以上の食後血糖値などと書かれておるのですけれども、文献1-19では、測定ポイントはもっとありますけれども、有意差がついているのは1点だけということになっております。

明確にこれまでの議事録等で残っていることが確認できなかったのですけれども、先ほど〇〇委員がおっしゃったように、これまでの調査会審議の中で、この食後血糖値あるいは食後中性脂肪といったものにつきまして、経時変化を見たときに有意差が1点でしか認められていないものについては、全体として有意差がある、有効性があるとは認められませんねということで御審議されていたということはございます。

事務局からは以上でございます。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

この文献1-19を見ていただきたいと思いますけれども、申請概要版のほうで文献1-10と1-19が今回の根拠資料で、文献1-10は以前にも使われている2010年度のもので、21ページを見ていただきますと、この食後血糖値の推移というところで30分のところに有意差がついているのですが、その後はついていないということ、ただ、図3を見ていただきますと、血糖値のAUCの比較では有意差がついているということ

になります。

今回新たに文献1-19を出されたということで、これは健常者の方を対象としたもので、健常者の方なのですけれども、少し食後の血糖値が高めになる方について検討しているということでございます。文献1-10は空腹時の血糖値が正常高値及び糖尿病の境界型の被験者さん32名ということだったのですが、今回は健常の方で食後の血糖値が高めの方ということで資料を出されています。

データは、38ページを見ていただきますと、これも血糖値の推移として30分後の血糖値は有意差がありますけれども、その後は有意差がないということです。この文献1-10のデータを見ても分かりますように、「抑える」というよりは「吸収をおだやかにする」のほうが適切ではないかということで、今までの既許可品では審議してきたところでございます。

データを見ていただいたということで、□□委員、そして、□□委員は、これは「抑える」という変更は適切ではないということでございます。

次に、3番目の□□委員につきまして、追加等がありましたらお願いいたします。

○□□委員 特にございません。

○□□委員 ありがとうございます。

それでは、そのほかの委員の皆様につきまして、御意見がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。この表現につきまして、「抑える」というような表現になっておりますが、3名の委員の先生方から、このデータからは「抑える働き」というように強く言うことは不適切ではないかと意見をいただいております。それでよろしいでしょうか。

□□委員、お願いします。

○□□委員 この商品はいつも一生懸命実験してデータを出してきて、文言を何とかもっとポジティブにという意見、気持ちはすごくよく分かるのですが、何度やっても、マルターゼ阻害剤はちゃんと効いていると思うのです。しかも、ヒト試験ですから、ここまでデータを出すのは非常に大変な思いをされているのはよく分かるのですけれども、現状の表現を変更させるほどの効果は今のところまだないかと考えられている委員の先生方の御意見に賛同いたします。

○□□委員 ありがとうございます。

ほかの委員、いかがでしょうか。

□□委員、ありましたらお願いします。

○□□委員 ありがとうございます。

私も御指摘が多くあった部分は、あえて今、変えるということではなくて、現行どおりというほうが読みやすいといえますか、「おだやかにする」という形で消費者の方にも十分伝わるのではないかと思います。

以上です。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

〇〇委員、いかがでしょうか。

〇〇〇委員 私も委員の先生方の御意見に賛同いたします。このままでよろしいかと思えます。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

それでは、最初の「抑える」というところは、このデータから見て、AUCでは差がありますけれども、血糖値のタイムコースで1点しか差がないというこより、「抑える」という表現は適切ではないということで、今までどおりの「吸収をおだやかにする」のほうの方が適切であるという御意見でまとめます。

それでは、2番目の「糖質の多い食事を摂りがちな方」ということで、これについてさらに御意見をいただけますでしょうか。

〇〇委員からは、具体的に「糖質の多い食事」というのはなかなか明確ではないという御意見がありました。

〇〇〇委員 そうですね。資料的にもこれはやっていないでしょうということと、糖質の多い食事は避けたほうがもともとよいので、教育的な目的、そのとおりだと思います。あまりこれを言わないほうがいいだろうと思います。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

この表現についていかがでしょうか。

〇〇委員、お願いします。

〇〇〇委員 〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員の御意見に賛成で、この表現は入れるべきではないと思います。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

〇〇〇委員 私も入れないほうがよいと思います。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

〇〇委員、いかがですか。

〇〇〇委員 今、Zoom上で（賛成に）反応したのですけれども、それで。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

これまで脂質に関しては「脂質の多い食事を摂りがちな方」というものがあったのですけれども、脂質については食事摂取基準においても生活習慣病予防のための目標量が定められていまして、摂取エネルギーの30%を超えないようにという記述がございます。ですから、それは一つの科学的根拠になるので、脂質の多い食事を摂りがちな方についてはこの特保がよろしいという、そういう表現だったのですが、この糖質につきましては、糖質の摂取の上限量を定める文言はございません。一応摂取の幅が摂取エネルギーの50%から60%となっていますけれども、それは脂質とたんぱく質の目標量を引いて、そして、残りが50から60%で、それが炭水化物とい

うことになっていきますので、糖質の多い食事を摂りがちな方が問題だという根拠はないと私は思うのです。

ですから、委員の先生方がおっしゃったように、食事摂取基準の上でも糖質に関しては、生活習慣病予防を目的とした、これ以上摂取しないほうが良いという目標量は設定されておきませんので、ここで特保だけでそれを設定するというのはなかなか難しいと考えております。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この文言も適切ではないということで、以前の文言のままだがよろしいということの結論にいたしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、摂取上の注意でございます。□□委員から「摂りすぎ」という文言を削除するというところ、削除しないほうがよいということですが、いかがでしょうか。反対意見の方、いらっしゃいましたらお願いいたします。「摂りすぎに注意」というのは特保の全体で書かれていることだと思いますので、私もこれは必要かと思いますが、よろしいですか。

反対意見、御意見がないようでしたら、これも残しておいていただきたいという結論にしたいと思います。

それから、この資料3-1の裏を見ていただきますと、摂取上の注意ということで、いかがでしょうか。小児・幼児の手の届かないところとか、食物アレルギーの方とか、原材料の特性により色が変わることがありますなど加えてきてくださっているのですが、この辺りの文言はいかがでしょう。特に特保の摂取上の注意事項として必要かというところを御議論いただきたいと思います。

なかなか難しいですけれども、乳幼児・小児の手の届かないところに置いてくださいは必要でしょうか。摂取上の注意とは違いますね。摂取上の注意なので、これは取扱い上の注意になっているかと思いますが、いかがですか。これは必要ないということでもよろしいですか。反対御意見がありましたらお願いします。

ないようですので、これは不要としたいと思います。

食物アレルギーの方は、原材料名を御確認の上、お召し上がりください。これは摂取上の注意ということ。

□□委員、お願いします。

○□□委員 配合されているものの中で、食物アレルギーに関係するようなものは入っているのでしょうか。

○□□委員 事務局、お願いします。

○消費者委員会事務局 このものの配合がサラシアエキス末、それから、結晶セルロース、セルロースカルシウム、CMCカルシウムですね。それから、微粒酸化ケイ素、ステアリン酸マグネシウムということですので、こういった配合組成であれば、いわゆるアレルギー物質表示というものに該当するものは含まれておきませんので、今、書いておる原材料名を御確認の上という注意喚起表示はなくてもよろしい

ということになるのではないのでしょうか。

〇〇〇委員 ただ、このサラシアエキスに関して御心配ということではないですか。

〇消費者委員会事務局 サラシアエキスですか。

〇〇〇委員 その辺りを聞いていただいて、特に原材料の中にはアレルギーとして指定されている物質はないようですが、なぜこれが必要ですかというところで、サラシアエキスで何かアレルギーが出た例があったら必要かと思います。

〇消費者委員会事務局 今、〇〇委員がおっしゃったことは、最初に消費者庁から説明がありましたように、申請者としては小林製薬が出しているサプリの表示と合わせるということも一つの理由ということになっておるのですけれども、今回申請されている「サラシア100」という製品に限ってといいますか、このものの表示として見たときには、例えば乳幼児などは要らないであろうということだし、食物アレルギーに関する注意喚起表示についても、特にこの製品でアレルギーが出ることがなければ、なくてもよろしいのではないかと思います。

2点目については、何か書く理由があるのでしょうかということを申請者に確認してみるということによろしいですか。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

それでは、最後の原材料の特性により色の変化ということのも摂取上の注意ではないので、これもなくてよいということによろしいのでしょうか。反対意見の方、いらっしやいませんか。

それでは、これも必要ないということで、アレルギーだけは少し聞いていただくということをお願いしたいと思います。

そのほか、御意見はありますでしょうか。特にないでしょうか。

消費者庁、お願いします。

〇消費者庁食品表示企画課 摂取上の注意のところでいろいろ御意見をいただいて削除はしないと言われていた文言は、「摂りすぎや体質・体調により」という文言だけでしょうか。大量に摂取することにより、疾病が治癒した云々という、こちらは今回の文では削除されているというか、減らされているのです。

〇〇〇委員 これも「摂りすぎ」ということと同じ意味と捉えることができますので、大量摂取したときには特に疾病が治ったりするものではないということは非常に教育的に重要かと思いますが、〇〇委員、いかがでしょうか。

〇〇〇委員 おっしゃるとおりだと思います。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

それでは、これも残していただきたいということにいたします。

あと、許可を受けようとする表示について、「天然のサラシア」というのを削除するということですが、これはこの申請者の今後の方針が栽培のほうに移りたいということですので、それはよろしいでしょうか。

これは削除する方向でもよろしいということでございます。

以上、よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの審議につきまして審議結果を整理し、処理方法について確認したいと思います。

事務局、よろしくお願いします。

○消費者委員会事務局 もう少しよろしいでしょうか。もう一度摂取上の注意を見ていただけますでしょうか。今回の申請品目では7項目に増やしてきているわけですが、上から2番目の項目ですね。「血糖値に異常を指摘された方」云々というところも、実質的に書いてあることは従来品と同じだとは思いますが、文章としては簡略化されているというか、簡単になっているのですけれども、これは差し支えない修正と捉えてよろしいでしょうか。

○□□委員 内容はそんなに変わっていないと思うのですけれども、いかがですか。

□□委員、お願いします。

○□□委員 もともとは「お召し上がりください」という言葉が入っていたのですが、今回それを削除されて、「ご相談ください」になりましたが、このほうが適切なのかと思います。

以上です。

○□□委員 ありがとうございます。

それでは、削除をした文言については、省いたほうがよろしいという御意見でした。

ほかに修正等の御意見がありましたらお願いします。特にないでしょうか。

それでは、これについては修正でよろしいということでお願ひします。

○消費者委員会事務局 あと2か所、1日の摂取目安量も実質的には1回1粒、1日3粒というのは変わらないのですけれども、文章的には変えてきているということ。それから、摂取、調理または保存方法の注意の部分については、これは削除するということが変更点になっているのですけれども、非常に細かい点かもしれませんが、ほかのところでしっかり見ていただいていますので、ここも御検討いただければと思います。

○□□委員 今、事務局から資料3-1の下のほうですね。1日摂取目安量のところと、摂取、調理または保存方法の注意というところを、少し同じ文章に入れ込んでいるということで、特に内容的には問題ないかと思いますが、これもサプリと合わせたいということなのではないでしょうか。

○消費者委員会事務局 この点については、サプリに合わせるのが目的かどうかまで確認できておりません。

○□□委員 ありがとうございます。

ここの変更について特に大きな問題はないということによろしいでしょうか。反対意見がありませんようでしたら、これで了承するということによろしいかと思います。

□□委員、お願いします。

○□□委員 通常、1日摂取目安量の中に飲み方も記載されるものなのではないでしょうか。ほかの特保でも摂取目安量のところに「かまずに」とか、そういう記載が一般的にあるのかどうかがよく分からなかったのです。ほかでもそういう記載があるのであればこの記載でいいのかと思うのですが、目安量であってこれは摂取の方法ではないかと、こだわってしまいました。

以上です。

○□□委員 ありがとうございます。

確かに目安量ですと、今までの表記のほう为正しい表記になると思います。ただ、あっても別に問題ではないと思いますけれどもね。

○□□委員 分けて書くと面積を取ってしまうので、まとめたいというお気持ちなのかとは思いましたが、ちょっと言ってみました。

○□□委員 確かにそうですね。「かまずに」。

○消費者委員会事務局 今、□□委員から質問がございましたほかの品目はどうかということなのですが、今回の「サラシア100」と同じ錠菓タイプといいますか、固形の形状をした特保がそんなに数多くございませんので、今すぐにほかの品目でどうだったかはお答えできなくて申し訳ないのですが、後ほどしっかりと確認するようにしておきます。

○□□委員 □□委員としては、これは今までにない例でしたら、今までどおりにしてくださいということでしょうか。

○□□委員 特保の書き方として決まりがあるのであれば、それに従っていただくのかと思ったただけなので、深い意味はありません。

○□□委員 ありがとうございます。

それでは、調べていただいて、特に消費者庁、何かありますか。

○消費者庁食品表示企画課 今、調べてみます。

○□□委員 その間にいいですか。

○□□委員 どうぞ。

○□□委員 表示見本の特保の万歳マークなのですがけれども、万歳マークの周りの「食後血糖値 公正」というのは、これは正しい表現、これはこれでいいのですか。こういうやり方は前から許可されていますか。

○□□委員 事務局どうぞ。

○消費者委員会事務局 先ほど「特茶 a TOKUCHA」のほうで御紹介しましたけれども、3年前に公正競争規約ができておりますけれども、それをつくっておりますと

ころでいろいろルールを決めておまして、この「サラシア100」にありますように、公正取引協議会がこういったマークをつけてもいいことにしましょうということで、これは消費者庁さんなどの了承も得られているマークですね。ということで、特に違反とか、申請者が独自につくったマークということではございません。これは食後血糖値を訴求するものでこういうマークになっておりますが、体脂肪などであればまたこの部分が変わってくるということで、同じようなマークをつけても差し支えないということになっております。

〇〇〇委員 お願いします。

〇消費者庁食品表示企画課 錠菓の形態の食品は主に血圧関係のものに多くございまして、参考資料7の資料ですと、その文言が抜けた形の資料になっており申し訳ございません。錠菓については、1日何粒、かまずにお水とともにお召し上がりくださいですとか、基本的にかまないでという形と水またはお湯でという書きぶりで許可しているものが多いです。恐らく錠菓の形態からということなのだと思います。

〇〇〇委員 この資料の8番かな。造粒や打錠の規格などを見ても、逆に言うと、かんではいけない理由はない。「かまずに」とは言っていますけれども、かんで飲んだら駄目なのかというと、かんだらおかしくなるという理由は特になさそうですね。

以上です。

〇〇〇委員 たしか硬いのではなかったでしたか。硬くてかめないのかもしれない。

〇〇〇委員 追加なのですけれども、この表示見本を見ていて、先ほど「天然のサラシア」を削除するとおっしゃったのですが、ここに「天然由来」と書いてあるので、削除するのならばこれも取っていただきたいと思います。

〇消費者庁食品表示企画課 今後という話だったので、原料を変更していった段階で変えるのではないかと思います。今後のことを考えると、今のうちに取ってしまいたいという御意向だったと思います。

〇〇〇委員 でも、矛盾しませんか。

〇消費者庁食品表示企画課 現時点でお伝えしても問題ないと思います。

〇〇〇委員 そうしたら、指摘事項として、この表示見本とここの許可を受けようとする表示をそろえてくださいということで、よろしいでしょうか。

それでは、また表示見本については部会でも見るとしますので、よろしいですか。そのほかの文言についてもよろしいでしょうか。

それでは、事務局、整理していただけますでしょうか。

〇消費者委員会事務局 それでは、調査会の審議結果として、特にこの品目も配合組成や原料についての御審議はなしで、表示についてだけですので、書き方については事務局で文言を整理いたしまして、座長と相談して決定ということで作業を進

めさせていただきたいと思いますが、その内容についてここで確認させていただきます。いろいろありますので、資料3-1を見ながら確認していきたいと思います。

資料3-1の下から2番目のところになります。この1日摂取目安量について、従来なかった「かまずに水またはお湯とともに」という文言を追加すること、これはほかの錠菓でも見られる表現なので、変更しても差し支えないということになるかと思っています。

その下の摂取、調理または保存の方法についても、今回の申請品目では従来品にあった表示を削除するというので、これも差し支えないということかと思っています。

裏へ行きまして、これがまず今回申請の一番大きなポイントであります「糖の吸収を抑える」「食後血糖値の上昇を抑える」「糖質の多い食事を摂りがちな方」という三つの新しい表現につきまして、まず「抑える」ということにつきましては、今回申請者が根拠資料といたしました文献1-19、この結果を見てみますと、AUCでの有意差は認められますが、一方、経時変化を見たときには、プラセボとの比較で有意差が認められるものが1点しかなく、この経時変化全体としては有効性の根拠とは言えないということもありまして、今回申請している「抑える」というような強い表現に変えることは不適切であるというのが本日の結論になるかと思っています。

それから、「糖質の多い食事」ということに関しましては、糖質の多い食事を摂りがちな方を対象にしたヒト試験が行われていない、それから、食事摂取基準で糖質に関して上限も目標値も設定されていないこと、そういったことから、この表現も適切な表現とは言えないということになります。

この許可を受けようとする表示の修正というか変更につきましては、結論としては、いずれも新しい表現は適切ではないので、元に戻すことが適当である、従来品のままとすることが適切であるということになるかと思っています。

最後に出てきました「天然」ということに関して、最初に審議されたときには天然品から栽培品に変える予定があるならば削除してもいいのではないかという御意見、結論だったと思うのですけれども、パッケージの「天然由来」という表示と合わせますと、取っても差し支えないけれども、パッケージの「天然由来」と矛盾するので、許可表示文言を取るのだったらパッケージのほうも取るようにという、そういった結論になるのでしょうか。

〇〇〇委員 どうですか。

〇〇委員、お願いします。

〇〇〇委員 先ほどの議論だと、許可文言に合わせてパッケージの「天然由来」を削除してくださいということになるのかと思っています。途中から変わるというのは消費者委員会の手を離れてしまうので、今の段階でということかと思っています。

〇消費者委員会事務局 分かりました。

そうしますと、許可表示のところの「天然」をなくすこと、これも差し支えない、

ただし、そういう変更をするのであれば、パッケージのほうの「天然由来」も削除することということによろしいでしょうか。

許可表示については以上ですね。

それから、摂取上の注意に行きまして、今回の申請品目では7項目ありまして、最初の1項目は変わっていないから特に問題なし、2項目めも若干文章は変わっておりますけれども、変えてもこれは差し支えないと。

それから、3項目めで「1日の摂取量を守ってください」、4項目めで「摂りすぎや」ということを削除していること、この2項目については、元の表現に戻すことが適切であると。

それから、その下の乳幼児・小児というところと最後の原材料の特性によりというこの二つの項目については、これは摂取上の注意ではないので、削除することと。

食物アレルギーの方という項目につきましては、この申請書を見る限り、アレルギーの注意喚起をしなくてもいい原料だけでつくられているようなのですけれども、何か申請者として書く必要性といたしますか、理由があるのかということを確認いたしまして、それについてはどういたしましょう。座長に申請者からの回答をお伝えして、適切な理由があるので書いてもいいだろう、特に理由がなければ削除したほうが適切であるという結論に持っていくということによろしいでしょうか。

〇〇〇委員 よろしいでしょうか。

それをお願いいたします。

〇消費者委員会事務局 では、このアレルギーということについては、今、申し上げましたように、申請者に確認して、また座長と御相談させていただきたいと思えます。

以上、本日の調査会の結論になるかと思えます。繰り返しになりますけれども、文章についてはまた整理いたしまして、座長に確認していただくことにします。

これも全て表示に関してのことですので、調査会での審議結果は、表示についてこういった見直しに修正を図るべきだという意見が出たということを調査部会に申し送って御検討いただくということにさせていただきたいと思えます。それによろしいでしょうか。

〇〇〇委員 よろしいでしょうか。

今の内容について御質問等なければ、これで進めていただきたいと思います。

それでは、本日の審議は以上となります。